

## 最近の判例から

### (9) - アパート騒音 -

## アパートの下階の住人による放歌高吟が受忍限度を超える騒音だとして、上階の住人からの損害賠償請求が一部認められた事例

(東京地裁 平20・10・29 判時2057-114) 小野 勉

アパートの2階住人が、真下の部屋の1階住人らが深夜に発する受忍限度を超える騒音によって、病気を発症するに至ったとして、不法行為に基づく損害賠償を求めるとともに、未成年者であった1階住人の親権者に対しては、監督責任があるとして連帯して損害金の支払いを求めた事案において、慰謝料、アパート転居費用、弁護士費用につき騒音を発した1階住人の責任を一部認め、親権者の監督責任は否定した事例（東京地裁 平成20年10月29日 判例時報2057号114頁）

### 1 事案の概要

本件は、Y1が居住するアパート1階の部屋の真上の2階に居住していたXが、当時大学生であったY1とその友人が、平成18年4月から平成19年7月の期間、深夜に放歌高吟の騒音を4回おこしたことにより、Xは適応障害、不眠症等の症状を発症するに至ったとして、Y1に対して、不法行為に基づく損害賠償請求として損害金及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めるとともに、上記不法行為当時、Y1は未成年であったから親権者であるY2には、監督責任があると主張して、Y2に対して、不法行為に基づく損害賠償請求として、損害金及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めた事案である。

結論として、本判決は、慰謝料、アパート転居費用、弁護士費用につきY1の責任を認め、Y1はXに対し、60万275円及びこれに

対する遅延損害金を支払えと判断し、一方、Y2の責任は否定した。

### 2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示した。

(1) Y1の責任の存否について

i) 因果関係について

Y1による騒音は、Xの過呼吸の症状に先行している。そして、Y1による騒音トラブルが続くにつれ、Xの症状は、次第に増悪している。さらに、Xは入居前には過呼吸を起こしたりすることはなかったこと、医師は、Xの適応障害は騒音によるストレスが原因の一部であると述べており、このことからすると、Y1による騒音をXの上記症状の原因であると考えても、医学的知見とは矛盾しないことを挙げ、これに、Xの症状の原因として、Y1による騒音以外に考えられる他の原因が窺えないことも併せ考慮すると、Xの上記症状とY1による騒音が原因であると推認することができる。しかし、日常の生活騒音からXに現れた適応障害等の症状が生ずることが通常であるとは言い難いとし、他方Xが、音に対する感受性が強く、精神的症状を発するかもしれないというX側の要因につき、Y1にその認識ないし予見可能性があったとまでいうことはできず、Y1による騒音の発生とXの上記各症状との間の相当因果関係があると認めることはできない。但し、XのY1の騒音による精神的苦痛に起因する損害（慰謝

料)については相当因果関係が認められ、そして、Xの精神的苦痛に起因する転居費用支出についても、相当因果関係は認められる。

#### ii) 受忍限度・過失判断について

Xが騒音により受けた被害が、一般社会生活上の受忍限度を超えるものであったか否かは、加害者側の事情と被害者側の事情を総合して判断すべきであり、①侵害行為の態様とその程度、②被侵害利益の性質とその内容、③侵害行為の開始とその後の継続状況、④その間にとられた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等を総合的に判断するのが相当である。本件アパートのある地域が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例136条の規制値を参考にして、本件で、その音量についての計量法の条件に合格した騒音計による測定結果などの定量的・客観的な証拠はないものの、関係者の供述や騒音発生後のXの行動等から見て、本件の騒音は、規制値(参考値)を超えるものであったと推認される。また、Y1による騒音発生の時間帯が深夜であり、いわゆる暗騒音(対象音がないときのその場所の騒音)が小さいものだった推認されることなどから、Y1の発生させた騒音は受忍限度を超えるものであったと評価するのが相当である。そして、Y1には受忍限度を超える騒音を発生させないように措置すべき結果回避義務があったといわなければならない、Y1には上記結果回避義務違反の過失があったといふべきである。

#### (2) Y2の監督責任

Y1は、本件の騒音トラブルの当時、18歳ないしは19歳に達しており、親元を離れて東京で一人暮らしを開始した大学生であったことに照らすと、Xに対する関係で、Y2の監督義務違反があったと断ずることはできないし、仮にY2に監督義務違反を観念し得たと

しても、その監督義務違反とXに生じた損害との間に相当因果関係があったとはいえないと判断して、その監督責任は否定する。

### 3 まとめ

本事案は、賃貸住宅における日常騒音ではない相当な騒音発生について、騒音被害を受けた入居者が、原因者である他の入居者を自ら訴えたものであり、その騒音被害の判断について、東京都の条例の規制値や深夜の暗騒音の小ささなどを参照しながら、原因者の発生させた騒音が受忍限度を超えるものであったと判断したもので、その判断方法等が参考になろう。

賃貸住宅に関する騒音等迷惑行為の裁判例のうち、賃貸人による契約解除を認めたものとしては、東京高判昭61.10.28、東京地判昭58.1.20、東京地判昭54.10.3、東京北簡判昭43.8.26などがある。一方、賃貸人への責任追及が争われた事例として、市営住宅内の一室の真上の室に生活妨害行為を繰り返している者がいるのに、賃貸借契約を解除のうえ当該者の明渡しを求める行為に出なかったことは債務不履行にあたるとして、賃貸人である被告市に損害賠償を命じた事例(大阪地判平元.4.13)がある。

また、分譲マンションでの騒音原因者に対し損害賠償等を命じた裁判例として、分譲マンションの上階の子供が走ったり、飛び跳ねたりする行為について、下階の住民による損害賠償請求が認められた事例(東京地判平成19.10.3)、分譲マンションの飼犬の鳴き声騒音について、隣室の居住者に損害賠償請求が認められた事例(東京地判平成21.11.12)、などがある。